

## 退職準備説明会資料

裁判所共済組合東京支部

退職準備説明会資料

## 目次

第1 退職後の医療保険制度について-----	3
1 任意継続組合員制度 -----	3
2 任意継続組合員資格の取得 -----	3
3 任意継続掛金 -----	4
4 任意継続組合員資格の喪失 -----	5
5 利用できる制度と利用できない制度 -----	6
第2 退職（資格喪失）後の給付 -----	8
1 傷病手当金 -----	8
2 出産費 -----	8
3 埋葬料 -----	8
第3 退職時に必要な諸手続等について -----	9
1 貸付及び財形持家融資を受けている方 -----	9
2 団体月払い保険及びグループ保険等に加入している方 -----	9
3 法人カードを所持している方 -----	10
4 財形貯蓄をしている方 -----	10
第4 年金制度の概要 -----	11
1 公的年金制度の概要 -----	11
(1) 裁判所職員と公的年金制度 -----	11
(2) 国民年金及び厚生年金の種類 -----	11
(3) 国民年金の被保険者 -----	11
(4) 国民年金の被保険者種別変更に伴う届出 -----	12
(5) 厚生年金の被保険者 -----	12
2 老齢厚生年金 -----	13
(1) 特別支給の老齢厚生年金 -----	13
(2) 本来支給の老齢厚生年金 -----	14
(3) 繰上げ支給の老齢厚生年金 -----	15
(4) 退職される方の今後の手続について -----	16
3 障害厚生年金 -----	17
(1) 受給要件 -----	17

(2) 年金額	-----	1 7
(3) 在職中の支給	-----	1 7
(4) 障害基礎年金との関係	-----	1 7
4 遺族厚生年金	-----	1 8
(1) 受給要件	-----	1 8
(2) 年金額	-----	1 8
(3) 受給権の消滅	-----	1 8
(4) 遺族基礎年金との関係	-----	1 8
5 退職等年金給付	-----	1 9
6 年金額の試算	-----	2 0
7 年金の支給時期	-----	2 0
8 年金額の改定	-----	2 0
9 年金の併給調整	-----	2 0
10 在職中の支給停止	-----	2 1
11 年金にかかる税金	-----	2 2
12 65歳時の請求手続等	-----	2 2

## 第1 退職後の医療保険制度について

退職後の医療保険制度については、再就職先で健康保険に加入する場合を除き、①家族の被扶養者になる、②国民健康保険に加入する、③裁判所共済組合の任意継続組合員制度に加入する、のいずれかを選択することになります。

各制度の掛金額や手続等を比較検討し、ご自身で加入手続を行ってください。

- ① 家族の被扶養者になる場合には、所得などについて制限がありますので、扶養者が加入している医療保険の保険者に問い合わせてください。
- ② 国民健康保険に加入する場合は、居住している自治体で加入手続をしてください。
- ③ 裁判所共済組合の任意継続組合員制度に加入する場合は、退職した裁判所の共済組合支部で加入手続をしてください。なお、任意継続組合員になる場合には、退職後も引き続き裁判所共済組合員となることから、職員時代と同様の手続に服することになり、定期的に裁判所共済組合に書類の提出等をする必要があります。

### 1 任意継続組合員制度

退職の日まで引き続き1年と1日以上裁判所共済組合の組合員であった方は、希望により、退職後2年間に限り、裁判所共済組合の短期給付を受け、福祉事業を利用することができます。

長期給付（年金）については、任意継続組合員制度には含まれませんので、手続が必要な場合には、年金事務所等で手続を行ってください。

### 2 任意継続組合員資格の取得

任意継続組合員となることを希望する人は、退職の日から起算して20日以内（例えば、3月31日付けで退職したときは、4月1・9日まで）に、退職した裁判所の共済組合支部に次の書類を提出してください。申出が認められたときは、退職日の翌日から任意継続組合員の資格を取得します。

なお、期日までに(1)の申出書を提出しない場合及び納付期限までに掛金を払い込まなかつた場合には、資格を取得できませんので、ご注意ください。

#### (1) 任意継続組合員となるための申出書

任意継続組合員の資格を取得するために必要な書類です。(2)及び(3)の書類が揃っていないなくても、この申出書を先に提出するようにしてください。

住所は、退職後の住所を記入してください。

#### (2) 被扶養者申告書

退職すると、被扶養者の認定は同時に取り消されるため、新たに認定の手続をとる必要があります。住所に変更がある場合は、変更後の住所を記入してください。

なお、被扶養者の認定要件は、職員であったときと異なりませんが、申告書の添付書類として戸籍謄本等が必要となるなどしますので、詳細については所属の共済組合支部の担当者に問い合わせてください。

#### (3) 高齢受給者届出書（該当者のみ）

70歳以上の方又は70歳以上の被扶養者を有する方のみ提出してください。

### 3 任意継続掛金

任意継続組合員になったときは、掛金を払い込まなければなりません。

掛金には、短期掛金（福祉掛金を含む。以下同じ。）のほか、介護保険の第2号被保険者に該当する場合（40歳以上65歳未満）の介護掛金があります。

#### (1) 掛金の払込期間

短期掛金については、任意継続組合員の資格取得の日の属する月から資格を喪失する日の属する月の前月までの間、払い込む必要があります。

介護掛金については、介護保険の第2号被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの間（任意継続組合員期間中に限る。）、払い込む必要があります。

なお、任意継続組合員の資格を取得した月に資格を喪失したときは、その月の掛金を払い込まなければなりません。ただし、その月のうちに更に組合員の資格を取得したときは、任意継続組合員としての掛金を払い込む必要はありません。

#### (2) 掛金の額の算定

##### ア 標準報酬月額及び掛金額

掛金の額は、標準報酬月額に裁判所共済組合定款第31条第1項で定める掛け率を乗じて得た額です。

なお、任意継続組合員期間中に給与改定があったとき、平均標準報酬の月額の増減があったとき及び前記の掛け率に変更があったときは、掛金の額も増減します。

##### イ 標準報酬月額の算定方法

標準報酬月額は、次の方法で算定されます。

（ア）又は（イ）のうち、低い方の額が標準報酬月額になります。

（ア）裁判所共済組合の平均標準報酬の月額（500,000円（令和元年度））

（イ）退職時の標準報酬の月額（直近の9月以降の改定時に交付された標準報酬等級通知書に記載されている短期の額）

#### (3) 掛金の納付期限等

掛金の納付期限及び期限内に払い込まなかったときの効果は、次のとおりです。

##### ア 最初に払い込むべき掛金

退職の日から起算して20日以内に払い込まなければなりません。この期間内に払込みがないときは、最初から任意継続組合員の資格を取得しなかつたものとみなされます。

##### イ ア以外の掛金

前月の末までに払い込まなければなりません。この期限までに払込みがないときは、払込期限（月末）の翌日から資格を喪失します。

#### (4) 掛金の前納割引

##### ア 前納割引制度の概要

掛金の納付については、4月～9月分、10月～翌年3月分又は4月～翌年3月分をまとめて納付することにより掛金の割引を受ける、前納割引制度があります。

なお、任意継続組合員期間の満了が明らかなるときは、前納期間の終期について、これと異なる取扱いが認められます。

#### イ 前納割引制度利用時の掛金額

前納は、任意継続組合員となるための申出をし、掛金を前納した日の属する月の翌月の掛金から割引を受けることができます。例えば、3月31日に退職する場合、①4月1日に申出を行い、4月3日に掛金を前納した場合は5月分の掛金から、②3月20日に申出を行い、3月22日に掛金を前納した場合は4月分の掛金から割引を受けることができます。

#### ウ 前納割引制度利用時の掛金額の算定方法

前納期間に応じ、次の表の率を掛金額に乗じて掛金額を算定しています。

前納期間	率	前納期間	率	前納期間	率
1月	0.996737	5月	4.951267	9月	8.854433
2月	1.990221	6月	5.931847	10月	9.822277
3月	2.980464	7月	6.909228	11月	10.786964
4月	3.967476	8月	7.883420	12月	11.748502

エ 掛金を前納した者が前納期間の途中で資格を喪失したときは、過払いとなった掛け金は、還付されます。

#### (5) 掛金の納付手続

任意継続組合員の資格取得が認められると、任意継続掛金額決定通知書が送付されます。掛け金は、任意継続掛金額決定通知書に記載された口座に振込みにより納付してください。

#### (6) 掛金額の具体例（令和元年度の場合）

標準報酬月額が500,000円の任意継続組合員について

短期・福祉掛け金 月額 38,560円

介護掛け金 月額 6,890円

(ア) 每月納入する場合 月額 45,450円

年額 545,400円

(イ) 1年前納する場合 年額 533,969円

### 4 任意継続組合員資格の喪失

任意継続組合員は、次に掲げる場合に該当するときは、資格を喪失します。このうち、

(1)から(3)までの場合に該当するときはそれぞれに該当するに至った日の翌日に、(4)及び(5)の場合に該当するときはその日に、(6)の場合は納入期限の翌日に資格を喪失します。

(1) 任意継続組合員となった日から2年を経過したとき

(2) 死亡したとき

(3) 任意継続組合員でなくなることを希望する申出が共済組合に受理された日の属する月の末日が到来したとき

(4) 他の共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者になったとき

(5) 後期高齢者医療の被保険者等になったとき

(6) 納入期限までに掛け金を払い込まなかった場合

## 5 利用できる制度と利用できない制度

任意継続組合員は、在職中の組合員と同様に共済組合法上の法定給付、附加給付を受け、福祉事業を利用することができますが、一部受給又は利用が制限されているものがあります。利用できる制度とできない制度は、次の表に示したとおりとなります。

任意継続組合員と法定給付

区分	給付事由	給付種目		利用の可不可
		組合員本人	被扶養者	
保健給付	病気・負傷	療養の給付 入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費 療養費 訪問看護療養費 移送費 高額療養費 高額介護合算療養費	家族療養費 家族訪問看護療養費 家族移送費 高額療養費 高額介護合算療養費	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
		出産費	家族出産費	○
		埋葬料	家族埋葬料	○
休業給付		傷病手当金 出産手当金 休業手当金 育児休業手当金 介護休業手当金		× × × × ×
灾害	弔慰金	家族弔慰金	○	
	災害見舞金		○	

※ 災害によって被害を受け、災害見舞金を受給した人に対しては、別途福祉事業の一環として災害対策費から救援物資の支給があります。

任意継続組合員と附加給付

区分	給付事由	給付種目		利用の可不可
		組合員本人	被扶養者	
保健給付	病気・負傷	一部負担金払戻金	家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	○ ○
		出産費附加金	家族出産費附加金	○
	死亡	埋葬料附加金	家族埋葬料附加金	○
休業給付	欠勤等	傷病手当金附加金		×

附加給付は、各共済組合ごとにその組合の定款で定められた内容の給付をいいます。

## 任意継続組合員と福祉事業

事 業 の 区 分	利用の可不可
各種健康診断費用の補助	×
特定健康診査・特定保健指導の受診	○
人間ドック・脳ドック・P E T検査の費用補助	○
健康ダイヤル24の利用	○
災害対策費の支給	○
引越しシステムの利用	○
法人契約のクレジットカードの利用	×
裁判所共済組合の診療所(室)の利用	○
KKR施設の部内料金による利用	○
福利厚生パッケージサービス	○
団体月払い保険	×
団体定期保険(グループ保険)	○
組合員に対する貸付け	×
財形持家融資	×
共済手帳、共済クリップ等の配布	○

※ 人間ドック、脳ドック及びP E T検査に対する補助は、年1回に限られます。補助額は人間ドック等に要した費用の額が30,000円以上の場合は30,000円とし、30,000円未満の場合は実費額とします。

※ 災害対策費の支給は、法定給付である災害見舞金の支給を受けることを前提に、3万円から10万円を限度として救援物資を支給する制度です。

※ 特定健康診査・特定保健指導については、4月1日から翌年3月31日まで引き続いて、任意継続組合員であることが条件となります。

※ 法人契約のクレジットカード(JCB、三井住友VISA)については、通常上、利用対象者から任意継続組合員が除外されているため、利用できません。退職前にこの法人カードを取得していた人は、カードをカード会社に返還し、必要があれば新たに個人カードを作成することになります。なお、後記第3の3「法人カードを所持している方」の項を参照。

※ KKRメンバーズカード(クレジットカード)については、退職後も利用できます。

## 第2 退職（資格喪失）後の給付

共済組合の組合員は、任意継続組合員かフルタイムの再任用職員となる場合を除き、退職の日の翌日から組合員資格を喪失します。資格喪失後は原則として共済組合からの給付はなくなりますが、例外的に資格喪失後についてもなお共済組合から給付を受けられる場合があります。

### 1 傷病手当金

1年以上組合員であった者が退職（資格喪失）時に現に傷病手当金を受給しており、退職（資格喪失）しなければ受給することができた残存期間がある場合には、その残存期間中は、退職（資格喪失）後も引き続き傷病手当金を受給することができます。また、退職した日において、既に勤務ができなくなった日以降3日を経過しているが、報酬が支給されているため傷病手当金が支給されていない場合も、「退職した際に傷病手当金を受けている場合」に該当するものとして、資格を喪失した日から1年6か月傷病手当金を受給することができます。

ただし、受給期間中に他の組合の組合員、他の健康保険の被保険者や私学共済組合の組合員となったときは支給されません。また、公的年金または障害一時金の支給を受けている場合は、在職中と同様に傷病手当金の額が調整されます（遡及して公的年金等の支給を受けることになった場合は、傷病手当金の額の調整のため返納が必要となります。）。

なお、傷病手当金附加金は、資格喪失後は給付されません。

### 2 出産費

1年以上組合員であった者が退職（資格喪失）後6か月以内に出産した場合には、出産費及び同附加金が支給されます。

ただし、退職後、出産するまでの間に他の組合の組合員になったときは、裁判所共済組合からは支給されず、当該他の組合から支給を受けることになります。

なお、家族出産費及び同附加金は、資格喪失後は給付されません。

### 3 埋葬料

組合員であった者が退職後3か月以内に死亡した場合、埋葬料が支給されます（同附加金は支給されません。）。

ただし、死亡する前に他の組合の組合員、他の健康保険の被保険者や私学共済組合の組合員となったときは支給されません。

なお、家族埋葬料及び同附加金は、資格喪失後は給付されません。

### 第3 退職時に必要な諸手続等について

#### 1 貸付及び財形持家融資を受けている方

##### (1) 貸付

退職時に貸付の未弁済金がある場合には、退職手当から貸付金残元金及び利息相当額等が一括控除されます。退職手当からの控除を望まない場合には、退職前に一括して弁済することもできますので、その際は共済組合第二係まで申し出てください。

退職後、フルタイムの再任用職員となる場合や任意継続組合員となる場合も、退職時に一括弁済しなければなりません。

※ フルタイムの再任用職員は、再任用期間中は新たに貸付を受けることができますが、貸付可能額は再任用期間を基礎にして算定されますので、現役の組合員に比べて格段に少なくなります。

##### (2) 財形持家融資

退職時に融資残高が残っている場合には、退職手当から貸付金残元金及び利息相当額が一括控除されます。退職手当からの控除を望まない場合には、退職前に一括して弁済することもできますので、その際は共済組合第二係まで申し出てください。

退職後、フルタイムの再任用職員となる場合や任意継続組合員となる場合も、退職時に一括弁済しなければなりません。

#### 2 団体月払い保険及びグループ保険等に加入している方

フルタイムの再任用職員となる場合は、いずれの保険（団体傷害保険は除く。）も継続されますので、特に手続の必要はありません（なお、ライフプランについては、定年退職時に請求することもできますので、希望される場合は、共済組合第二係まで申し出てください。）。

フルタイムの再任用職員とならない場合は、共済組合第二係から別途関係書類を送付しますので、必要事項を記載のうえ共済組合第二係へ提出してください。

##### (1) 団体月払い保険

フルタイムの再任用職員とならない場合は、契約している生命保険・損害保険会社の担当者に、退職後は団体月払いから個人払いに支払方法が変更になる旨を連絡してください。

##### (2) 新グループ保険・3大疾病保障保険・総合医療保険

退職時に継続を希望する場合は、退職直後の更新日前日（9月30日）まで継続加入できます。

さらに、退職時の本人の年齢が50歳以上で、更新日以降も継続を希望する場合は最大で70歳6か月まで加入することができます。ただし、最高保障額は1,000万円（65歳6か月超えの方は500万円）となります。

保険料については、退職時に預金口座振替依頼書で払込口座を指定していただきます。保険料の引き落としは、在職中と変わらず毎月27日（休日の場合は翌営業日）です。

##### (3) 団体傷害保険

退職時に継続を希望する場合は、退職直後の更新日前日（9月30日）まで継続加

入できます。

保険料の引き落としは、在職中と変わらず毎月27日（休日の場合は翌営業日）です。更新日以降の継続加入の取扱いはありません。

**(4) ライフプラン**

退職後は、任意継続組合員になるか否かを問わず、退職と同時に払い込み終了となります。

それまでに払い込んだ積立金の受け取り方法については、加入していたコース（個人年金コース又は一般コース）に応じて、個人年金コースは年金、一般コースは年金又は終身保険、医療保険を選択することになります。各手続については、共済組合第二係を通じて別途関係書類を送付しますので、必要事項を記載のうえ共済組合第二係へ提出してください。

**3 法人カードを所持している方**

裁判所共済組合と各カード会社との間の法人契約により発行されているJCBビジネスカード及び三井住友VISA J Rコーポレートカードは、フルタイムの再任用職員になる場合以外は退職と同時に退会となります。この場合、カード利用者は各カード会社に連絡のうえ、カード会社の規定に従って退会手続をとることになります。

※ JCBビジネスカード

（連絡先）JCB法人デスク（9:00～17:00 日、祝日、年末年始休）

0120-883-623

0570-00-3332（スマートフォン、携帯電話からの受付（有料））

※ 三井住友VISA J Rコーポレートカード

（連絡先）三井住友カード法人デスク（9:00～17:00 土、日、祝日、年末年始休）

0120-492-212

**4 財形貯蓄をしている方**

フルタイムの再任用職員となる場合を除き、退職時に解約手続が必要となりますので、事前に共済組合第二係に連絡し、手続を確認してください。

## 第4 年金制度の概要

1 公的年金制度の概要（「知つておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」8ページ参照）

### (1) 裁判所職員と公的年金制度

公的年金制度は、昭和61年の改正によって、全国民に共通の基礎年金制度（国民年金）と基礎年金制度の上乗せ部分としての被用者年金制度（厚生年金、共済年金）に区分されることとなりました。その後平成27年10月から被用者年金制度（厚生年金と共済年金）の一元化が図られました。したがって、裁判所職員は1階部分の国民年金と2階部分の厚生年金の両方の制度に加入し、両方の年金の支給を受けることになります。また、被用者年金制度には3階部分があり、平成27年9月までの職域加算部分及び同年10月以降の退職等年金給付も合わせて支給を受けられます。

S61.4.1

H27.10.1

(3階部分 職域加算部分)	退職共済年金 (職域加算額)	退職等年金給付
2階部分 被用者年金制度	退職共済年金 (厚生年金相当額)	老齢厚生年金 (報酬比例額)
国民年金 (老齢基礎年金)		
1階部分 基礎年金制度		

### (2) 国民年金及び厚生年金の種類

国民年金（基礎年金）も厚生年金も、その受給権の発生原因によって3種類に区分されています。

受給権の発生原因	国民年金	厚生年金
一定の年齢（老齢）に達すること	老齢基礎年金	老齢厚生年金
一定の障害の状態にあること	障害基礎年金	障害厚生年金
死亡したこと（遺族に支給）	遺族基礎年金	遺族厚生年金

### (3) 国民年金の被保険者

国民年金の被保険者は、国内在住の20歳以上60歳未満の者で、次の要件により3種類の種別に区分されています。

#### ア 第1号被保険者

自営業、農林漁業、学生、自由業等の方で、第2号・第3号被保険者に該当しない方です。

保険料は個別に納付する必要があります。

#### イ 第2号被保険者

民間企業のサラリーマン、公務員等、私立学校職員等で、厚生年金制度の適用を受ける者が該当します。

保険料は、保険者である会社や共済組合等が徴収した保険料の中から一括して納付していますので、個別に納付する必要はありません。

#### ウ 第3号被保険者

第2号被保険者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者が該当します。

保険料は、配偶者が加入している共済組合等が一括して納付していますので、個別に納付する必要はありません。

#### (4) 国民年金の被保険者種別変更に伴う届出

例えば、60歳未満の被扶養配偶者を持つ組合員が退職すると、それまで第3号被保険者であった被扶養配偶者は第1号被保険者に種別が変わり、自ら保険料を納めることになります。この種別変更の届出は、被扶養配偶者本人が直接住所地の市区町村の年金窓口に出向いて行うことになっています。

この届出を怠ると、被扶養配偶者が将来受け取る年金の額が少なくなったりすることがありますので、忘れずに届け出るようにしてください。

#### (5) 厚生年金の被保険者

一元化に伴って公務員も厚生年金の被保険者となりました。一元化前の加入制度によって下表のように4種に区分されます。

厚生年金被保険者	一元化前の加入制度	年金事務の実施機関
第1号厚生年金被保険者	厚生年金被保険者	日本年金機構
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合連合会
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合	地方公務員共済組合連合会
第4号厚生年金被保険者	私学共済組合	日本私立学校振興共済事業団

## 2 老齢厚生年金（「知つておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」14ページ参照）

老齢厚生年金の本来の支給開始年齢は、65歳からとなっています。これを本来支給の年金といいます。

ただし、昭和28年4月2日～昭和36年4月1日生まれの方については、特例により支給開始年齢から65歳までの間に特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

生年月日	支給開始年齢
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳

※令和元年3月に60歳で定年退職する方は64歳から支給されます。

特別支給の老齢厚生年金と本来支給の老齢厚生年金とは別の年金なので、それぞれ年金の決定請求をする必要があります。

### (1) 特別支給の老齢厚生年金

#### ア 受給要件

昭和36年4月1日以前に生まれた65歳未満の者が、次の①から③までのすべての要件を満たしていること。ただし、在職中は原則として支給停止となります。

- ① 支給開始年齢に達していること（※1）
- ② 保険料納付済期間等が通算して10年以上あること（※2）
- ③ 厚生年金被保険者期間が1年以上あること（※3）

※1 生年月日による支給開始年齢は上の表のとおり。

※2 「保険料納付済期間等」には、国民年金法による保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を含みます。したがって、年金額の計算の基礎となる「厚生年金被保険者期間の月数」とは必ずしも一致しません。

※3 共済組合員期間は厚生年金被保険者期間とみなされるため、通算した期間となります。

#### イ 年金額

年金額は、報酬比例額、経過的職域加算額に区分されており、それぞれ次のように計算されます。（「知つておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」36ページ参照）

- ① 報酬比例額 (給付乗率) (被保険者期間月数)

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{平均標準報酬月額}} \times \boxed{7.125/1000} \times \boxed{H15.3\text{以前の月数}} + \\ \boxed{\text{平均標準報酬額}} \times \boxed{5.481/1000} \times \boxed{H15.4\text{以後の月数}} \end{array}$$

- ② 経過的職域加算額（平成27年9月までの分）

平均標準報酬月額	×	1.425/1000	×	H15.3以前の月数	+
H27.9までの 平均標準報酬額	×	1.096/1000	×	H15.4以後H27.9までの 月数	

※1 平均標準報酬月額

平成15年3月までの期間の 標準報酬月額の総額÷被保険者期間等の月数

2 平均標準報酬額

平成15年4月以後の期間の(標準報酬月額の総額+標準賞与額等の総額)÷被保険者期間等の月数

#### ウ 長期加入者特例(44年特例)

(「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」17ページ参照)

在職中に特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した者が、退職した時に厚生年金被保険者期間が44年以上あるときは、退職の翌月から65歳までの間、年金額に定額部分が加算された額に改定されます。

特別支給の老齢厚生年金 = 報酬比例額+経過的職域加算額

長期加入者特例による年金 = 報酬比例額+経過的職域加算額+定額(+加給年金額)

定額 = 1,625円×2号厚生年金被保険者期間の月数(480月を限度)

#### (2) 本来支給の老齢厚生年金

##### ア 受給要件

次の条件を満たしていること。

(ア) 65歳に達していること。

(イ) 保険料納付済期間等が10年以上あること。

##### イ 年金額

年金額は、報酬比例額、経過的加算額、経過的職域加算額、退職等年金給付額及び加給年金額に区分されていますが、これらとは別に老齢基礎年金が日本年金機構から支給されます。

- ① 報酬比例額 : 特別支給の老齢厚生年金と同じ
- ② 経過的加算額 : 定額から基礎年金相当額を控除した額
- ③ 経過的職域加算額 : 特別支給の老齢厚生年金と同じ
- ④ 退職等年金給付額 : H27.10.1以降に積み立てた額に応じて給付される

※ 平成27年10月1日から新設された年金制度(「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」58ページ参照)

受給要件は、1年以上の組合員期間を有する者が65歳に達し退職していること

年金はその半分が終身退職年金として給付され、残りの半分が有期退職年金として支給される。

有期退職年金の受給期間は20年。ただし、10年に短縮すること及び一時金として全額を一時に受給することが可能。

## ⑤ 加給年金額：配偶者及び子の数による定額

(「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」20ページ参照)

※ 加給年金額は、厚生年金被保険者期間20年以上の年金受給者によって生計を維持されている配偶者や子がいる場合に加算されるもので、対象となる配偶者及び子の要件は概ね次のとおりとなっています。

a 配偶者については、65歳未満で受給権者と生計を共にしており、恒常的な収入が年間850万円未満であること。加給年金額は390,100円（令和元年度）

b 子については、18歳の誕生日以後最初の年度末までの間にある子又は20歳未満で1級又は2級の障害等級に該当する子であること。年金額は2人目まで1人につき224,500円（令和元年度）、3人目から1人につき74,800円（令和元年度）

## ⑥ 老齢基礎年金（国民年金）の額

※ 老齢基礎年金の額は定額となっており、平成27年4月以降は保険料納付済とされる期間が40年の場合年額780,100円（令和元年度）となっています。

（40年に満たないときは、780,100円×保険料納付期間の月数／480月）。

国家公務員共済組合以外の年金制度に加入したことがない場合は、国家公務員共済組合連合会を通じて請求します。その他の場合は年金事務所で請求します。

## ウ 本来支給の老齢厚生年金の繰下げ支給制度

(「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」27ページ参照)

本来支給の老齢厚生年金は65歳に達した月の翌月から受給できますが、受給者の申出により、その支給開始年齢を繰下げて受給できる制度です。

繰下げの申出は、老齢厚生年金と老齢基礎年金でそれぞれ別の時期に行うことができます。

※ 66歳以降1月単位で繰下げることが可能で、最大5年間（60月）繰下げることができます。繰下げている期間に対応して1月あたり0.7%の繰下げ加算額が支給されます。

ただし、老齢厚生年金は、65歳で請求を行ったと仮定して実際に支給される額に加算率を乗じて計算するので、在職中で全額支給停止の場合には、停止後の支給額（0円）に加算率を乗じて計算するため、繰下げ加算額は0円となります。

また、繰下げ期間中は加給年金の決定も行われないため、配偶者が65歳に到達したときに配偶者の老齢基礎年金に振替加算がされないというデメリットがあります。

## (3) 繰上げ支給の老齢厚生年金

(「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」25ページ参照)

昭和28年4月2日以降に生まれた方が次の①から④までのすべての条件を満たしているときは、支給開始年齢前に年金を請求することができます。

ただし、老齢基礎年金と同時に請求しなければならず、年金額は生涯減額されます。減額されるのは、繰上げ期間の1月あたり0.5%です。また、老齢厚生年金と老齢基礎年金では繰上げ月数が異なります。

- ① 60歳に達していること。
- ② 保険料納付済期間等が10年以上あること。
- ③ 厚生年金被保険者期間が1年以上あること。

④ 現に国民年金に任意加入していないこと。

※ 繰上げ、繰下げの場合の総受給額の比較は別表参照

注意事項については（「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」26ページ参照）

(4) 退職される方の今後の手続について

ア 再任用される場合及び引き続いて国家公務員として就職する場合

退職に伴って年金関係で行う手続はありません。

イ ア以外の場合

退職時に退職届を提出していただきます。

退職後、支給開始年齢到達日の3か月前頃に国家公務員共済組合連合会から登録事項が印字された年金請求に必要な請求書（ターンアラウンド請求書）等が送付されますので、作成の上必要書類を添付して請求してください（別添のサンプル参照）。

なお、退職届提出後に氏名又は住所に異動があった場合は、国家公務員共済組合連合会に届出が必要です。届け出なかった場合、必要な書類等が届かないことがありますので、注意してください。届出の書式は国家公務員共済組合連合会のホームページにありますので、ダウンロードするか電話で依頼してください。

※ HPアドレス：<http://www.kkr.or.jp/>

電話番号：「KKR年金相談ダイヤル」0570-080-556（ナビダイヤル）、03-3265-8155（一般電話）

ウ 6・5歳に到達した時の手続

6・5歳の誕生日の2か月前頃に国家公務員共済組合連合会から封書でハガキ形式の年金請求書が届きますので、必要事項を記入の上、国家公務員共済組合連合会に返送してください。当支部では受付できません。

なお、繰下げ支給を希望する場合は、この時は年金請求書を返送せずに、6・6歳の誕生日以降の繰下げ請求を希望する時期に国家公務員共済組合連合会に連絡を取って、必要な請求書の用紙を取得してください。

エ 6・5歳以後の手続

退職者の場合、6・5歳到達後に国家公務員共済組合連合会から退職等年金給付の請求書が送付されますので必要事項を記入の上、国家公務員共済組合連合会に提出してください。

6・5歳到達後に退職される場合は、退職後に請求書が送付されます。

### 3 障害厚生年金（「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」38ページ参照）

#### (1) 受給要件

障害厚生年金は、次のいずれかに該当したときに支給されます。

ア 2号厚生年金被保険者である間に初診日のある傷病によって、障害認定日（初診から1年6月を経過した日又はそれ以前に症状が固定した日）に3級以上の障害に認定された場合（障害認定日による請求）

イ 障害認定日に3級以上の障害に認定されなかった者が、同一傷病により、その後65歳になるまでの間に3級以上に該当し、請求したとき（事後重症による請求）

#### (2) 年金額

障害等級が1級の場合は、報酬比例額×125/100（+加給年金額）

2級の場合は、報酬比例額（+加給年金額）

3級の場合は、報酬比例額（最低保障額（585,100円（令和元年度））の適用あり）

##### ア 報酬比例額

老齢厚生年金と同じ計算式ですが、厚生年金被保険者期間の月数が300月に満たない時は300月として計算します。

##### イ 加給年金額

障害等級が1級又は2級の障害厚生年金受給権者に、65歳未満の被扶養配偶者がいるときに支給されます。金額は定額で224,500円（令和元年度）です。

#### (3) 在職中の支給

傷病手当金を受給している場合は、年金額と調整されることになりますので、必ず共済組合に申し出てください。

#### (4) 障害基礎年金との関係

障害の程度が1級又は2級に該当したときは、国民年金法による障害基礎年金が支給されます。

障害基礎年金と障害共済年金は併給されます。

#### 4 遺族厚生年金（「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」48ページ参照）

##### (1) 受給要件

遺族厚生年金は、組合員や老齢厚生年金の受給者が死亡した場合に、受給者によって生計を維持されていた遺族に対して支給されます。

遺族の受給権の順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母となっていますが、このうち、夫、父母、祖父母は55歳以上の者、子及び孫については18歳の年度末（3月31日）までの間にある者若しくは1級又は2級の障害認定を受けている20歳未満の者に限られます。

##### (2) 年金額

年金額は、報酬比例額になりますが、妻が受給する場合には「中高齢寡婦加算額」が加算されます。

※ 「中高齢寡婦加算額」は、妻が受給する遺族厚生年金（長期要件の場合は、被保険者であった者の加入期間が20年以上あるときに限る。）については、妻が次のいずれかの要件に該当する時は、65歳に達するまでの間、加算されることになります。金額は定額で、585,100円（令和元年度）です。

ア 受給権発生日において40歳以上65歳未満である者

イ 40歳に達した当時、遺族に該当する子と生計を同じくしていて、その状態が継続している65歳未満の者

ただし、国民年金の遺族基礎年金を受給できる時は、その間、この加算額は支給が停止されます。

##### (3) 受給権の消滅

遺族厚生年金を受給している者が、次のいずれかに該当した場合には、受給する権利はなくなります。

ア 死亡したとき

イ 婚姻したとき

ウ 直系の血族又は姻族以外の者の養子になったとき

エ 子又は孫である受給者が18歳の年度末を経過したとき

##### (4) 遺族基礎年金との関係

遺族厚生年金を受給することができる者が次の条件に該当するときは、国民年金法による遺族基礎年金が併せて支給されます。

遺族基礎年金は定額で、780,100円（令和元年度）となっています。

ア 遺族厚生年金を受給できる配偶者で、遺族に該当する子（※）がいるとき

イ 遺族厚生年金を受給できる子がいるとき

※ この場合、「子」は、18歳の年度末までの間にある者、又は1級又は2級の障害認定を受けた20歳未満の者に限ります。

妻が遺族基礎年金を受けていた間は、子の遺族基礎年金は、支給停止となります。

子の遺族基礎年金は、生計を同じくする父又は母があるときは、支給停止となります。

## 5 退職等年金給付（「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」58ページ参照）

平成27年10月に被用者年金の一元化が行われましたが、これに伴って従前退職共済年金にあった3階部分の職域加算額が廃止され、これに代わって創設された制度です。

給付の種類は、退職年金、公務障害年金、公務遺族年金の3種類が設けられています。

制度設計としては従前の賦課方式から積立方式に変更され、皆様が掛けた保険料を積立てて運用した資金を原資として年金を支払うもので、現在の保険料率は100.0分の15（国7.5、組合員7.5）の割合となっています。

### (1) 退職年金

退職年金は終身退職年金と有期退職年金（原則20年）により構成され、有期退職年金部分は選択により一時金として受給したり受給期間を10年に短縮することができます。

#### ア 受給要件

- ① 65歳に達していること
- ② 退職していること
- ③ 1年以上引続く組合員期間を有していること

#### イ 給付算定基礎額

積み立てられた保険料と運用益の総額のことです。

#### ウ 年金額

年金額の計算式は、

終身退職年金=終身退職年金算定基礎額÷受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率

有期退職年金=有期退職年金算定基礎額÷受給残月数の区分に応じた有期年金現価率

ですが、現価率は毎年改定され、国家公務員共済組合連合会の定款で定められます。

#### エ 請求手続

退職し65歳に到達した時に、国家公務員共済組合連合会から請求書等が各個人あてに送付されますので、必要事項を記入した上で直接国家公務員共済組合連合会に提出してください。

### (2) 公務障害年金

受給要件は、次の①から③までのすべての条件を満たしている時に支給されます。

- ① 公務により病気にかかり、または負傷した方であること
- ② その病気又は負傷に係る傷病についての初診日において組合員であること
- ③ 障害認定日においてその公務傷害により、障害等級1級から3級までに該当する障害状態であること

### (3) 公務遺族年金

受給要件は、次の①から③のいずれかに該当するときに、その遺族に支給されます。

- ① 組合員が公務による病気又は負傷に係る傷病により死亡したとき
- ② 組合員が退職後組合員期間中に初診日がある公務傷病により初診日から5年内に死亡したとき
- ③ 1級又は2級の公務障害年金の受給権者が、公務障害年金の受給権発生の原因となった公務傷病により死亡したとき

なお、公務障害年金及び公務遺族年金で、通勤災害は対象となりません。

## 6 年金額の試算

退職を間近に控えている人の退職後の年金額の試算は、連合会年金部の年金相談室で受け付けています。（「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」145ページ参照）

（電話：0570-080-556（ナビダイヤル）／03-3265-8155（一般電話））

また、国家公務員共済組合連合会から毎年誕生月にこれまでの年金加入記録等や年金見込額が表示された「ねんきん定期便」が送付されますので、参考にしてください。

平成27年10月から始まった退職等年金給付の掛金の払込実績については、毎年6月末に前年度分の積立記録が国家公務員共済組合連合会から送付されます。

## 7 年金の支給時期

年金は、受給権発生日の翌月から支給されます。

定期支給日は各偶数月の15日（休日の場合はその前日）です。

支給は、前2か月分が支給されます（10月の支給は、8月分及び9月分）。

## 8 年金額の改定（「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」68ページ参照）

年金の額は、毎年4月、その年の賃金や物価の変動に応じて自動的に改定されます。

改定された額は4月分の支給の際（6月）に通知されます。

## 9 年金の併給調整（「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」70ページ参照）

現在の年金制度の下では、1人1年金が原則とされています。したがって、2つ以上の支給事由の異なる年金の受給権が発生した場合には、いずれか1つの年金を選択して受給することとなり、選択しなかった年金は支給停止となります。これを「併給調整」と呼んでいます。

併給調整の内容は次の3点です。

(1) 同一の支給事由による年金は、併せて受給することができます。

※ 例えば、老齢という支給事由により受給権が発生する老齢厚生年金と老齢基礎年金は併せて受給することができます。

(2) 支給事由の異なる年金は併せて受給することができませんので、いずれか一方を選択して受給することになります。

※ 例えば、老齢という支給事由の老齢厚生年金と障害という支給事由の障害厚生年金の2つの受給権が競合する場合には、老齢厚生年金か障害厚生年金か、いずれかの年金を選択して受給することになります。

(3) 65歳以降は、支給事由の異なる年金も併せて受給できる場合があります。

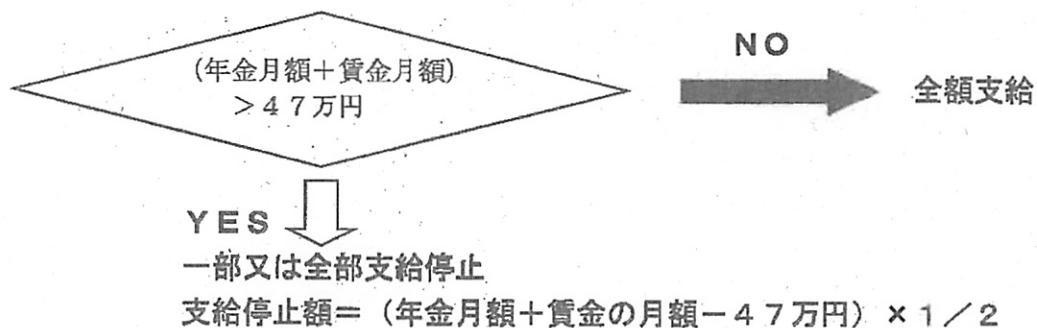
※ 例えば、障害厚生年金と老齢基礎年金は併せて受給することができます。

10 在職中の支給停止（「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」30ページ参照）

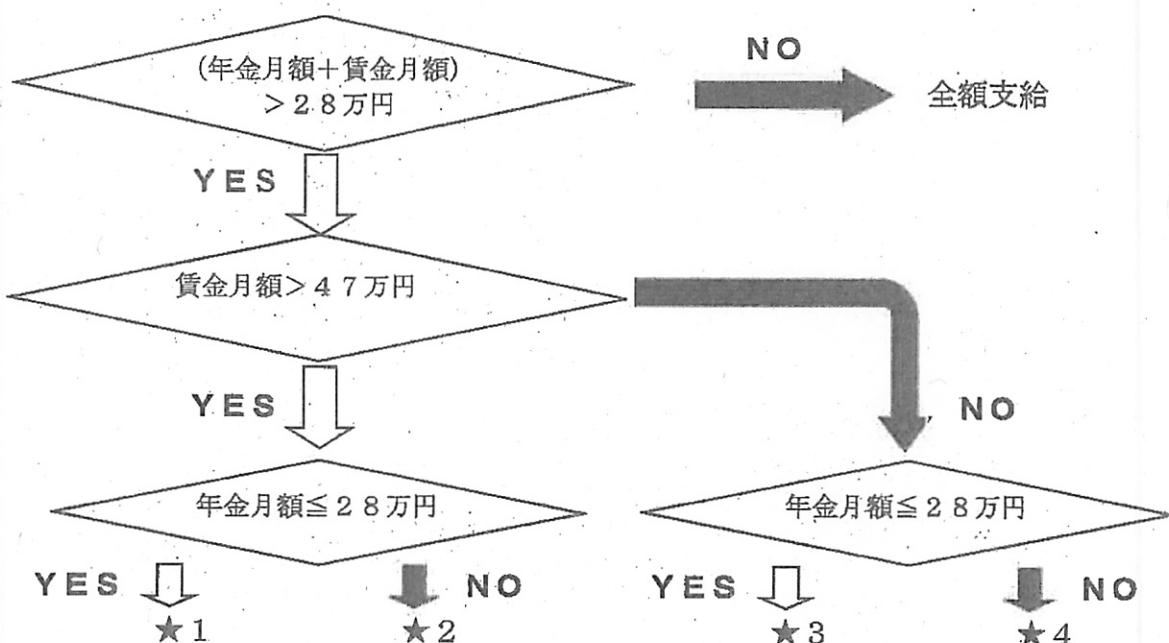
2号厚生年金被保険者が在職中の場合、所得金額に応じて老齢厚生年金額の一部又は全部が支給停止となります。

支給が停止される額(月額)は以下のとおりです。

(1) 65歳以上の場合



(2) 65歳未満の場合



$$\star 1 \quad (47\text{万円} + \text{年金月額} - 28\text{万円}) \div 2 + (\text{賃金月額} - 47\text{万円})$$

$$\star 2 \quad 46\text{万円} \div 2 + (\text{賃金月額} - 47\text{万円})$$

$$\star 3 \quad (\text{賃金月額} + \text{年金月額} - 28\text{万円}) \div 2$$

$$\star 4 \quad \text{賃金月額} \div 2$$

$$\text{年金月額} = \text{年金額} \div 12$$

$$\text{賃金月額} = (\text{標準報酬月額} \times 12 + \text{直近2回分の標準期末手当額}) \div 12$$

このほか、雇用保険法による失業給付や高年齢雇用継続給付を受ける場合には、一定の要件のもとに年金の一部又は全部の支給が停止されます。（「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」78ページ参照）

## 11 年金にかかる税金（「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」74ページ参照）

年金は所得税法上の「雑所得」に該当します。ただし、源泉徴収の対象となるのは、その年に受ける年金の支給額が、65歳未満の人については108万円以上、65歳以上の人は158万円（老齢基礎年金を受けているときは80万円）以上の場合に限られます。

なお、年金に対する所得税の源泉徴収には、給与所得のような年末調整による税額の精算を行いません。老齢厚生年金のほかに給与所得等がある場合、医療費控除、生命保険料控除、住宅取得等特別控除などを受けるときには確定申告が必要となります。

## 12 65歳時の請求手続等

特別支給の老齢厚生年金の受給権は、65歳になると消滅しますが、65歳からはこれにかわって本来支給の老齢厚生年金と老齢基礎年金が支給されることになります。

老齢厚生年金は、国家公務員共済組合連合会が決定及び支給を行いますが、老齢基礎年金は日本年金機構が裁定及び支給を行います。これにより支給機関が二つになります。

手続としては、本来支給の老齢厚生年金請求書（はがき形式）などが、65歳の誕生日の2か月前頃に国家公務員共済組合連合会から各個人あてに送付されますので、必要事項を記入した上で直接国家公務員共済組合連合会に提出してください。

国家公務員以外の年金加入期間がない方の場合は、このとき老齢基礎年金の請求書（黄色い用紙）も一緒に送付されますので、国家公務員共済組合連合会を通じて老齢基礎年金の請求を行ってください。他の年金制度に加入したことのある方はご自身で年金事務所に請求することになります。

退職等年金給付については、65歳到達前に退職している方の場合は65歳到達後に、65歳到達後に退職する方は退職後に、請求書が国家公務員共済組合連合会から送付されますので、有期退職年金の受給方法を選択し、必要事項を記入した上で国家公務員共済組合連合会に提出してください。

退職	支給開始	(特別支給)	65歳	(本来支給)	決定・支給機関
				④ 退職等年金給付	
		① 経過的職域加算額		② 経過的職域加算額	連合会
		① 報酬比例額		② 報酬比例額	
				③ 老齢基礎年金	日本年金機構

裁判所共済組合東京支部

(所在) 〒100-8933

東京都千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局会計課

(連絡先)

共済組合第一係（給付）



ダ・ヤルイ

共済組合第二係（福祉）



ダ・ヤルイ

共済組合第三係（認定・年金）



ダ・ヤルイ